

## 期日指定定期預金規定

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (預入れの最低金額)

期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは 1 口 100 円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

### 3. (預金の支払時期)

(1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日以降に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について証書（通帳）記載の据置期間満了日（預入日の 1 年後の応当日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその 1 ヶ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合は、1 万円以上の金額で指定してください。

(3) 前記（2）による満期日の指定がない場合には、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。

(4) 前記（2）により指定された満期日から 1 ヶ月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から 1 ヶ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

### 4. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日から満期日までの期間が 1 年以上 2 年未満の場合

証書（通帳）記載の「2 年未満」の利率

② 預入日から満期日までの期間が 2 年以上の場合

証書（通帳）記載の「2 年以上」の利率

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(6)項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表 2 の掛目を約定利率に乗じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

### 5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

### 6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)